

高等職業資格と大学の基準

山崎昌甫

1

与えられた標題にある「高等職業資格」という言葉は、正式な名称ではない。一般的には、公的資格ないし公的職業資格といわれるものの殆どは法定されたものであるが、法律的にもこのような表現はしていないし、また、資格問題全体を包括的に取り扱った法律を含む公式文書が無い以上、資格のレベルを初等、中等そして高等というように段階つけて説明することもありえないのではないだろうか。ただ、職業資格を「…と大学の基準」と限定的に問題にするとするれば、大学は教育制度の上では高等教育機関であり、そこで高等教育が行われるわけだから、高等教育をベースにした資格を「高等職業資格」とするのには、一定の意味があるといつてよいであろう。ここで、「一定の意味がある」と言ったのは、一つには、学歴が公的資格を取得するための前提条件になっていたりと、ある資格を認定するために行われる検定試験等の受験資格になっている場合が多いからであり、しかし二つには、とくに国家資格取得のための試験の受験資格にみられる、例えば「…を卒業した者、又はこれと同等以上の学力のある者」という規定が、今後、広く解釈される可能性をもっているからである。

公的資格ないし公的職業資格およびその制度の全般的見直しについて、公の立場から問題提起するということはきわめて稀なことだといつてよいであろう。なぜなら公的資格の認定業務は、法律の規定および法に準ずる基準等によつて、したがつてそれは、法で定められた監督庁またはその委任を受けた公的機関が、いわゆる縦割にされた行政行為として行うのが通例だからである。しかし、全般的見直しが全く不可能なわけではない。なぜならすでに述べたように、多くの場合、学歴が資格取得の通則的な前提条件になっているからである。とくに日本の近代化（それは同時に産業化でもあるのだ）が、善し悪しを別にして、一面では「学歴社会」化を不可避的な前提にして展開してきたことを考えると、多くの近代的な職業が、それに就業するために求める資格条件の一つとして、それに相応する学歴を前提にしているのは当然であるといつてよいであろう。

だが他方ではこのことが、公的職業資格制度の中で重要な位置をしめるはずの、横断的な賃率と結びついたヨーロッパ的な熟練資格制度を未成熟なまま（敢えていえば、放置したまま）にすることになった。日本における公的職業資格制度は、有資格者でなければ就業または営業を認めないという就業制限、営業制限に関するもの、事業主に対して、一定の職務権限をもった職位を設置し、有資格者を選任、配置することを義務づけた、経営活動の制限に関するものが圧倒的に多い。もし、職業的熟練の水準に対応して横断的賃率が設定されており、それが学歴を基準にした平均的な賃金額に相応するもの、ないしはそれを若干でも越えるものになっており、その熟練資格に、制限的に設定した資格条件が内包されていれば問題はないはずである。なぜなら、職業の成立に先行して上に述べたような意味での制限的条件があつたわけではないからである。したがつて、職業能力開発促進法（旧職業訓練法）に基づく技能検

定、商工会議所法の規定によつて行われる簿記検定に代表される各種の検定等は、熟練資格の認定に相当する性格をもっているにもかかわらず、単に技能の程度を公証するにとどまつており、就業に当たつての必要不可欠条件にはなつてない。それ故これらは公的職業資格として位置づけられてはいない。しかしだからといつて、日本において熟練の形成が行われなかつたことを意味するわけではない。周知のように、日本的熟練は、主としてジョブ・ローティションにもなる企業内教育・訓練、つまりOJT (On the Job Training) によつて形成され、したがつて熟練資格に相当するものがあるとすれば、公的なものではなく企業内資格として認定されるだけに過ぎないものとなっている。同時にこのことは、後期中等、高等段階のいずれの職業ないし専門教育も、ごく一部を除いては、学校外で行う現場実習を欠いたそれになつてしまつていのが実状なのである。真に実用的、実践的な職業能力の形成は、企業内教育・訓練に依存するというのが日本の常識になつてい

るところで諸科学、とりわけ自然科学、工学を含む技術学の飛躍的な発達にもなる「科学」技術の発展は、いわゆる先端技術の成果を積極的に取りいれつつある産業において、職務 (Job) レベルの業務でもOJTだけで対応させることが困難な事態を生みだしつつある。経済企画庁総合計画局が編集した「職業構造変革期の人材開発」でも、別の角度からではあるが「二、〇〇〇年までの職業構造の変化は、一言で言えば、職業のホワイトカラー化、とりわけプロフェショナル化の一層の進展である」とした上で、「将来その顕在化が懸念される職業別労働力需給ミスマッチの解消のためには、従来のOJTを中心とした企業主導型職業能力開発の充実・改善に加えて、個人主導型職業能力開発の推進を積極的に図ることが重要である」として「大学・大学院における社会人の受入れの一層の促進」「専修学校（特に専門課程）の質的充実と社会人の就学の容易化」を挙げている。この指摘が実現されれば、後者はやがて、前者の予備軍になるであろうことは、十分に予想されることである。つまりこの提言は、主題と深いかかわりをもつ

問題に発展することは間違いない。その限りでは、学歴を学校教育法第一条で規定している以外の学校、教育・訓練機関、具体的には専修学校に代表される教育機関、職業訓練短期大学校等を含む職業訓練機関を中等教育機関、高等教育機関として認めていこうとするものであるといつてよいであろう。ここで問題になるのが、大学がこれらの教育・訓練機関の学修結果をどのような基準に従って認定するかということになる。それが可能になれば、先に指摘した「…又はこれと同等以上の学力のある者」の認定がより合理的なものになることは間違いないであろう。

3

ところで、臨時教育審議会（臨教審）は、その答申の中で初めて（と言ってよいと思うのだが）公的資格ないし公的職業資格、および資格制度そのものの全般的見直しとその改善策について提言しているが、主題と密接に関連する部分を抜きだしてみると、次のような項目が挙げられる。少し長くなるが、問題の所在を明確にする意味で引用しておくことにする。

第一は、第三次答申の「第一章 生涯学習体系への移行」の「第一節 評価の多元化」の（2）での指摘である。

「（2）公的職業資格の見直し

形式的な学歴が重視される弊害を是正し、評価の多元化を図るとともに、資格を真に能力の裏付けをもったものにする観点から、公的職業資格制度を見直す必要がある。

ア 公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学歴要件を除去する。これにより、資格取得の機会が可能な限り広く開かれるようにする。

イ 時代の変化に対応し、資格の更新や資格所有者に対する講習の実施などを検討するとともに、資格の整理統合

や改善を図る。

ウ 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な職業教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。」

とした上で、さらに「とくに、専修学校における教育が、公的職業資格の取得に当たって、相当する高等学校や短期大学と同等に評価されていない事例がみられるので、その改善を図る」と。

さらに第二は、第二次答申の「第四章 高等教育の改善と学術研究の振興」の「第一節 高等教育の個性化・高度化」の（1）と（2）である。

「（1）大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。

ア 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るような学期や学年の取扱を弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

エ 以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う」

とし、とくに「イ」について、「…また編入学、転学・転学部の可能性を拡大するため、各学年次ごとの編入学定員枠を設け、とくに三年次における編入学定員を確保し、社会人、短期大学卒業生、高等専門学校卒業生等の編入学を

積極的に推進する」としていること。

「(2) 高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、四年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を發揮し得るよう、それらを助長する施策を講ずる。

ア 短期大学については、学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化を図る。

イ 高等専門学校については、工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

ウ 芸術系大学等の育成や充実は重要な課題であり、それぞれの特色を一層發揮させる施策を講ずる。

エ 生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する」

とし、さらに「エ」については、「単位累積加算制度とは、一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。また、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する」。

「高等職業資格と大学の基準」という主題が意味するものは、臨教審答申中である程度解明されているといつてもよい。しかし「公的職業資格の見直し」、そしてそれを可能にする「大学教育の充実と個性化」「高等教育機関の多様化と連携」という問題は、何等かの形で大学の教務事務に携わったことのある者にとっては、そのようになっていないことと、そのようにならないことが制度の矛盾、大学の独善と感じたはずである。

4

大学設置基準における単位制度の前提は、設置基準第二六条「単位の計算方法」で定めているように、ほんらい時間の「単位」であるはずである。もちろん「単位」時間は、その時間内に行われる特定の教員による講義、演習、そして実習の内容と切り離すことができないことは当然である。したがって単位の「取得」は、特定の授業に定められた時間数（たとえば、三分の二以上）出席すれば認められるものであって、第三一条の成績の評価を意味する「単位の授与」あるいは単位認定と直接結びつけることは必ずしも必要なのではないか。そうでなければ、他大学からの編入、とりわけ短期大学から四年制大学の三学年への編入にともなう単位認定は、矛盾したものになりはしないか。編入学にかかわる事務処理は、単位取得の事実の確認であって、評価に疑問があれば、改めて試験を行って単位認定をすればよいことである。多くの大学で、短期大学からの編入学希望者を試験の上で三学年に編入させたが、一年留年させたという話をよく聞くのは、こうした事情によるのではないかと思われる。

このような問題を敢えて取りあげる理由は、短期大学卒業生と専修学校の専門課程修了者の間に、授業科目、単位数についてはなら変わりがないにもかかわらず、一方は三年編入を認められ、他方は改めて入学試験を受けなければならぬという事実があるからである。その具体的事例を次に挙げて、「高等職業資格と大学の基準」について、いわゆる高等職業資格の一つである看護婦（士）の教育機関である看護婦学校養成所の教育内容を中心に検討を試み

ることしよう。

看護婦等の公的職業資格についての法律的规定は、保健婦助産婦看護婦法（保助看護法）の中の免許、試験、そして業務などについての条項で詳細に規定されており、資格取得に免許取得に必要な教育条件等については、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（指定規則）で法定している。具体的には次のように規定されている。指定規則第七条で、「法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護婦養成所（以下『看護婦学校養成所』という。）のうち、学校教育法第五十六条に該当するものを教育する課程を設けるものの指定基準は、次のとおりとする。」とある。ここで「法」といっているのは、保助看護法であり、「法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護婦養成所」とは、看護婦の国家試験の受験資格を定めた条項で、「看護婦の国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。一、文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者 二、厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者」という規定である。また、「学校教育法第五十六条」とは、大学入学資格を定めた条項である。また指定規則で「学校」といっているのは、第一条の第二項で「前項の学校とは、学校教育法第一条の規定による学校；同法第八十二条の規定による専修学校又は同法第八十三条の規定による各種学校」とあるように三種の学校があり、学校教育法第一条校でも大学、短大、高校専攻科の学校種別がある。この他にも厚生大臣が指定する看護婦養成所がある。このように表(1)の「看護教育系統図」を見ると理解されるように、看護婦（士）の公的職業資格取得のための教育機関は、多種、複雑であることに注目しなければならないのだが、ここでは「学校」だけに眼を向けることにする。

表(2)は、日赤中央看護短期大学の、表(3)は、同じ日赤系の看護専門学校の教育課程表である。表(4)は、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第七条「看護婦学校養成所の指定基準」第3号の「教育の内容」について具体的に定め

中学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年
高等学校	看護婦(士)養成所(3年課程)	375校	16,790人	8校	520人	
	看護婦(士)養成所(3年課程(定時制))	看護婦(士)養成所(2年課程)	43校	2,980人	11校	505人
	看護大学(保健師課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所
	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所	看護大学(看護課程)看護婦(士)養成所
看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所(2年課程)	(147校)	5,893人	147校	5,893人	8,260人
	看護婦(士)養成所(2年課程(定時制))	看護婦(士)養成所(2年課程(定時制))	15校	730人		
	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)	39校	1,575人		
	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)				
普通高校(定時制)(選抜教育)	看護婦(士)養成所(2年課程)	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)	看護短大(2年課程)
	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所
看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所
	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所
看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所
	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所	看護婦(士)養成所

表(1) 看護教育系統図 系統別学校養成所数 (一年定員) 昭和六一年四月現在

1. 保健婦、助産婦の養成機関は、看護婦国家試験受検資格取得後1年間(法律は6か月以上)である。
2. ()内の数は推定である。
3. 養成所には学校教育法第1条の規定する学校に附設した専修学校及び専修学校を含む。

くまれている。

ところで第二次大戦後、アメリカ占領軍の示唆もあって病院経営の近代化が積極的に推進された。従来、各診療科別に配置されていた看護職をはじめとする多くの医療職種は、医師の下にピラミッド型に組織されていた。しかし、医療機関の大規模化、医療技術の進歩は、職種毎の部門化にとどまらず業務内容の高度化、集中化を促進し、部門内の職能の専門化が強く求められることになった。かつて医師以外の職種は、医師に対してパラ・メディカル (para-medical) Ⅱ 医療補助的) な立場に過ぎなかったが、最近では、このパラ・メディカルという言葉は、コ・メディカル (co-medical) と言い替えられるようになった。看護部門も総婦長を頂点とする管理組織が定着し、これまで強い抵抗のあった専門看護婦制についての重要性が改めて注目されるようになってきている。この点について、昨年、厚生省健康政策局看護課から公表された「看護制度検討会報告書—二世紀にむけての看護制度のあり方—」では、専門看護婦 (士)、看護管理者の育成、そして当然のことながら看護の大学及び大学院の増設の促進、看護学校・養成所の充実が指摘されている。

このような積極的な傾向の中で顕在化しつつある事象の一つに、経験豊かな看護職者の医療関係以外の大学、学部への入学、編入学者の増加ということがある。とくに教育学部、経営学部へのそれ、さらには大学院への進学は、注目してよい事実であるといえよう。彼女らに共通して見られるものは、従来の看護教育のあり方に対する疑問から出発した新しい看護教育学の模索、未成熟な看護管理への欲求不満を梃としたあるべき看護管理論の追求の真摯な態度と問題意識の鋭さである。入学者の大部分は、高等学校衛生看護科および看護専門学校卒業者であり、編入学者のそれは短期大学の卒業生である。そして受け入れている大学の殆どは、私学である。看護専門学校卒業生の編入は、現在の大学の基準に照らして不当にも認められていない。

恐らくこれと同じような事態は、他の領域にも数多く見られるのではないかと想像される。公的職業資格の中には、その業務内容の性質から、そしてその職種を不可欠なものとして求める領域において、主として当該領域の企業内養成機関修了者に与えられるものとして出発し、現在もその枠から完全に抜けきれていないものが多いように思われる。学校種別の多様さもこのことの反映である。看護職をはじめとする医療関係職種には、このような形態 (専修学校形態) のものが圧倒的に多い。しかも国・公立の専修学校全体の中で占める医療関係の学校、学科の比率は、他のそれに較べると圧倒的に高い。国、地方公共団体は、まずこの矛盾を解決すべきであろう。然るべき職業経験と能力をもった専修学校卒業者の大学入学、編入学にかかわる基準を確立することが、臨教審答申全体の真価を国民に問い、納得させ、医師、弁護士、公認会計士などの他に「高等職業資格」といわれるものがあることを明らかにする重要な道筋になるのではあるまいか。

(静岡大学教育学部教授)